

○東京藝術大学美術学部附属古美術研究施設運営委員会規則

昭和47年 4 月 20 日
制 定

改正	昭和 7 年 11 月 22 日	平成 11 年 3 月 23 日
	平成 17 年 3 月 28 日	平成 17 年 5 月 16 日
	平成 20 年 3 月 27 日	平成 25 年 10 月 24 日
	平成 27 年 3 月 26 日	平成 28 年 3 月 12 日
	令和 8 年 7 月 9 日	

(目的)

第 1 条 この規則は、東京藝術大学美術学部附属古美術研究施設（以下「施設」という。）規則第 5 条第 2 項の規定に基づき、本学美術学部附属古美術研究施設運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営の方法その他必要な事項について定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 美術学部長

(2) 施設長

(3) 副施設長 若干名

(4) 教授会構成員で日本画、油画、彫刻、工芸、デザイン、建築、芸術学、美術教育、先端芸術表現、グローバルアートプラクティス及び文化財保存学の区分から選出された者 各 1 人

(5) 施設の常勤教員

2 前項第 4 号及び第 5 号の委員は、美術学部教授会（以下「教授会」という。）の審議を経て、学部長が任命する。

(任期)

第 3 条 前条第 1 項第 4 号の委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 4 条 委員会に委員長を置き、施設長をもって充てる。

第 5 条 委員長は、必要に応じ委員会を招集し、その議長となる。

2 委員会は委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

第 6 条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の本学の教職員を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

第 7 条 委員長は、委員会における審議の概要を教授会に報告するものとする。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、美術学部事務部において処理する。

(雑則)

第 9 条 この規則に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、昭和47年4月20日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成7年11月22日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年3月28日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成17年5月16日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年3月27日から施行し、平成20年1月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和8年7月9日から施行し、令和8年4月1日から適用する。